

原子炉施設保安規定変更申請に関する核セキュリティ及び保障措置への影響について

原子炉施設保安規定の変更申請に関する核セキュリティ及び保障措置への影響の有無についての確認結果は、以下のとおりである。

1. 設工認申請書の概要

本変更申請の概要は、以下のとおりである。

- ① 令和4年4月28日付け原規規発第2204282号をもって承認された京都大学複合原子力科学研究所原子炉設置変更（臨界実験装置の変更）の変更内容を反映させる。
- ② 記載の適正化を行う。

2. 核セキュリティ及び保障措置への影響

(1) 核セキュリティ：影響なし

評価項目		評価結果	核セキュリティへの影響の有無
①	防護対象の追加等の有無	今回の申請は、原子炉施設保安規定の変更申請に関するものであり、防護対象の追加等や防護措置の改造、追加、防護措置に関する運用等の変更はない。	無
②	侵入防止対策に係る性能への影響	今回の申請は、原子炉施設保安規定の変更申請に関するものであり、核物質防護に係る設備や運用の変更はなく、侵入防止対策に係る性能について影響を及ぼさない。 ※ 核物質防護規定に定める防護区域の設定及び監視、並びに出入管理に変更はない。	無

(2) 保障措置：影響はあるが、すでに保障措置室に連絡済みで対応中である。

評価項目		評価結果	保障措置への影響の有無
①	設計情報質問表（DIQ：Design Information Questionnaire）への影響の有無	今回の申請は、原子炉施設保安規定の変更申請に関するものであり、設計情報質問表（DIQ）の変更が必要となるが、すでに保障措置室を通じてIAEAに情報共有済みであり、DIQの変更を進めている。	影響はあるが、すでに保障措置室に連絡済みで対応中である。
②	査察機器の移設又は新規設置の有無	今回の申請は、原子炉施設保安規定の変更申請に関するものであり、封印への接触等での損傷防止への配慮に鑑み、査察機器の移設又は新設を必要としない。 ※ 環境サンプリングにも支障は生じない。	無
③	サイト内建物報告の観点から、恒久的な建物・構築物の新設の有無	恒久的な建物・構築物の新設はない。	無
④	既存の査察実施方針への影響の有無	今回の申請は、原子炉施設保安規定の変更申請に関するものであり、既存の査察実施方針への影響はない。 ※ 既定の査察実施に支障はない。 ※ 入域制限措置は不要である。 ※ 保障措置実施手順書の履行に支障はない。	無
⑤	原子炉等規制法に基づく計量管理規定の変更認可の有無	計量管理規定の記載に変更はない。 ※ 計量管理規定の履行に支障はない。	無

3. 評価結果

上記2.より、今回の原子炉施設保安規定の変更申請は、核セキュリティに対して影響を与えない。一方、保障措置に対しては、その一部に影響を与えるものの、対応中であることを確認した。

以上